

会員規約

■第1条(名称・事務局)

本会は、チューモス-イムノクラブと称する。本会の運営は、合同会社チューモスによって行われる。本会のメンバー会員を「会員」と称する。

■第2条(目的)

本会は、本会独自のキットを用いた新たな予防・治療方法に関する研究成果を積極的に発信し、新たな獣医療の発展に尽力することを目的とする。

■第3条(入会資格・会員)

本会の入会資格は原則として次の条件を満たす方を会員とする。

- ① 獣医師免許を所持していること
- ② 罰金以上の刑事裁判を受けたことがない、または罰金以上の刑事裁判(複数ある場合には直近のもの)を受けてから5年以上経過していること
- ③ 不正競争防止法、その他の法令に違反する目的・態様で参加される疑義が認められないこと
- ④ 反社会的勢力及びそれに準じる方でないこと
- ⑤ その他、本会の裁量による本会への参加不承諾を受けなかったこと

■第4条(入会手続き)

本会への入会を希望する個人または法人は、入会フォームに必要事項を記載のうえ事務局に提出し入会登録を行う。入会会員にはID番号が付与される。

(入会申込フォーム URL <https://www.thymus.co.jp/membership>)

■第5条(届け出事項の変更)

会員は、所属する病院や所在地、役職等変更があった場合は、速やかに本会事務局に報告するものとする。

■第6条(会員の権利)

会員は、会員特典(次条により定義される)の提供を受ける権利を有する。

■第7条(会員特典の内容)

会員は、次の会員特典を享受することができる。ただし、サービス内容については、本会の裁量により、事前の通知なくして変更されることがあり、変更手続きについては、第18条に定めるところによる。

- ① 技術指導を受けることができる（技術指導の内容によっては、別途指導料金を請求する場合がある）
- ② チューモス独自のキットを購入できる

■第8条(会員の義務)

会員は、本会が定める本規約会則を遵守するものとする。

■第9条(会員資格の譲渡)

会員資格はいかなる場合も他人に譲渡することはできない。

■第10条(禁止事項)

会員は、次に掲げる行為を行ってはいけない。

- ① 本会が会員に提供する ID を不正に使用し、または他の利用者や第三者にしようさせること
- ② 本会への入会時に、虚偽の情報を提供すること
- ③ 本会及び本会の会員を誹謗・中傷すること
- ④ 本会の運営を妨害すること
- ⑤ 本会と類似もしくは競合する事業を行うこと
- ⑥ 本会を利用して選挙の事前活動、選挙運動またはこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為をすること
- ⑦ 当会を利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、および宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為をすること
- ⑧ 会員資格に基づき取得した情報を、いかなる理由を問わず、本会の許可なく使用すること

■第11条(除名)

会員が本規約および第9条に定める義務を怠り、本会が履行もしくは中止、是正を求めたにもかかわらず会員がこれに応じない場合、当該会員に対し除名の処分をすることができる。尚、本会が除名処分をする場合、当該会員に除名理由を説明しない。

■第12条(会員資格の喪失)

会員は、次の事由により退会となり、その資格を喪失するものとする。

- ① 会員自身が退会の申出を行い、本会がこれを認めた場合
- ② 除名された場合

- ③ 会員が死亡した場合
- ④ 破産、会社更生、民事再生、その他これに類する申立てをされ又は自ら申し立てたとき
- ⑤ 他の会員、本会、運営会社または第三者を誹謗中傷する行為があると本会が判断したとき

■第13条(退会について)

会員は、本会の退会を希望する場合、事務局に書面にて退会届(書式は自由)を提出するものとする。

退会届の提出期限は、退会希望日を含む月の前月の末日限りとする。

■第14条(本会の廃止)

本会は、天災、地変、戦争、法令の変化、行政指導、社会情勢の変化又は本会の都合により必要と認められる場合には、本会の一部または全ての活動を制限し、またはこれらを一時休止もしくは廃止することができる。この場合、本会は利用者に対して賠償の責任を負わない。

■第15条(個人情報の扱い)

本会は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、獣医免疫細胞療法研究会チューモスにかかる活動目的においてのみ使用するものとする。

■第16条(規約の変更)

本規約の変更については、全会員の同意を必要とする。ただし、規約の変更内容を所定の方法により発表した後、1か月を経過しても会員から異議が出なかった場合、全会員が当該規約内容の変更に同意したものとみなす。

■第17条(準拠法)

本規約は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、本規約に関する一切の紛争に関し訴訟を提起する場合は、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄所とする。

■第18条(会則の施行)

この会則は、2022年8月1日より施行する。